

社会福祉法人大野原福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大野原福社会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	0 円	5,000 円 (源泉徴収後)

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により費用弁償を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	0 円	5,000 円 (源泉徴収後)

3 交通費の費用弁償が、交通費の実費額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 5 交通費の費用弁償が、交通費の実費額を超える場合には、その実費とする。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(支給日)

第6条 役員等の報酬は、毎月1日から起算し、当月末日に締切り翌月15日（金融機関休業日の場合はその直後日）に金融機関の口座に支払うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	費用弁償	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	5,000 円	5,000 円	
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	0 円	5,000 円	注1
監事監査・指導監査報酬等 (日額)	0 円	5,000 円	注1

※ 業務執行理事業務報酬等については、別途理事会又は評議員会の決議にて定めるものとする。

注1 費用弁償については、源泉徴収後の金額が定められた金額になるように支給するものとする。